

各種規定改定のお知らせ

平素より当JAをご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当JAでは偽造または盗難されたキャッシュカード・通帳によりATMで不正に払戻しがされた場合、一定の条件のもと、その損失を補償させていただくこととなりました。

これに伴い、各種規定を以下のとおり改定させていただきますので、お知らせします。

(平成18年2月10日)

1. 「普通貯金規定」

「普通貯金無利息型（決済用）規定」

「貯蓄貯金取引規定」の改定について

改 定 後	改 定 前
<p>1. (取扱店の範囲) (省略)</p> <p>5. (貯金の払戻し)</p> <p>6. (支払機での通帳による貯金の払戻し) 当組合がJAキャッシュカードを発行している貯金者に限り、当組合および県内の提携組合の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して、この通帳によりこの貯金の払戻しができます。なお、申出があれば通帳による払戻しをしない取扱いもできますので、この場合は書面により当店へ申出てください。 支払機での通帳によるこの貯金の払戻しについては、この規定の他の条項およびJAキャッシュカード規定兼JAローンカード（キャッシュカード）規定の条項を準用します。</p>	<p>1. (取扱店の範囲) (同左)</p> <p>5. (貯金の払戻し)</p> <p>6. (支払機での通帳による貯金の払戻し) 通帳によるこの貯金の払戻しについては、次により取扱うほかこの規定の他の条項およびJAキャッシュカード規定兼JAローンカード（キャッシュカード）規定の条項を準用します。 (1) 当組合がJAキャッシュカードを発行している貯金者に限り、当組合および県内の提携組合の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して、この通帳によりこの貯金の払戻しができます。なお、申出があれば通帳による払戻しをしない取扱いもできますので、この場合は書面により当店へ申出てください。 (2) 支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機に通帳を挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。 (3) この通帳を失った場合には、後記10.により、直ちに本人から書面によって当店に届出てください。この届出を受けたときは、直ちに通帳による払戻し停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。 (4) 前項の届出の前に、通帳を失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって当店に届出てください。 (5) 暗証を変更する場合には、直ちに本人から書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。 (6) 通帳は他人に使用されないよう保管してください。また、暗証は他人に知られないようにしてください。 (7) 当組合が通帳の電磁的記録によって、支払機の</p>

改 定 後	改 定 前
<p>7. (提携組合の手数料) (以下省略)</p>	<p>操作の際に使用された通帳を当組合が交付したものととして処理をし、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して払戻しをしたうえは、通帳または暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合および県内の提携組合は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造通帳によるものであり、通帳および暗証の管理について貯金者の責に帰すべき事由がなかったことを当組合が確認できた場合の当組合の責任については、この限りではありません。</p> <p>7. (提携組合の手数料) (同 左)</p>

2. 「J A 総合口座取引規定」

「総合口座（普通貯金無利息型）取引規定」の改定について

改 定 後	改 定 前
<p>1. (総合口座取引) (省 略)</p> <p>5. (貯金の払戻し等)</p> <p>6. (支払機での通帳による普通貯金の払戻し) 当組合がJ Aキャッシュカードを発行している貯金者に限り、当組合および県内の当組合が提携した他の農業協同組合（以下「提携組合」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して、この通帳により普通貯金の払戻しができます。なお、申出があれば通帳による払戻しをしない取扱いもできますので、この場合は書面により当店へ申出てください。 支払機での通帳による普通貯金の払戻しについては、この規定の他の条項およびJ Aキャッシュカード規定兼J Aローンカード（キャッシュカード）規定の条項を準用します。</p>	<p>1. (総合口座取引) (同 左)</p> <p>5. (貯金の払戻し等)</p> <p>6. (支払機での通帳による普通貯金の払戻し) 通帳による普通貯金の払戻しについては、次により取扱うほかこの規定の他の条項およびJ Aキャッシュカード規定兼J Aローンカード（キャッシュカード）規定の条項を準用します。 (1) 当組合がJ Aキャッシュカードを発行している貯金者に限り、当組合および県内の当組合が提携した他の農業協同組合（以下「提携組合」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して、この通帳により普通貯金の払戻しができます。なお、申出があれば通帳による払戻しをしない取扱いもできますので、この場合は書面により当店へ申出てください。 (2) 支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機に通帳を挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。 (3) この通帳を失った場合には、後記13. により、直ちに本人から書面によって当店に届出てください。この届出を受けたときは、直ちに通帳による払戻し停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。 (4) 前項の届出の前に、通帳を失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって当店に届出てください。</p>

改 定 後	改 定 前
<p>7. (定期積金の支払時期) (以下省略)</p>	<p>(5) 暗証を変更する場合には、直ちに本人から書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>(6) 通帳は他人に使用されないよう保管してください。また、暗証は他人に知られないようにしてください。</p> <p>(7) 当組合が通帳の電磁的記録によって、支払機の操作の際に使用された通帳を当組合が交付したのものとして処理をし、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して払戻しをしたうえは、通帳または暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合および県内の提携組合は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造通帳によるものであり、通帳および暗証の管理について貯金者の責に帰すべき事由がなかったことを当組合が確認できた場合の当組合の責任については、この限りではありません。</p> <p>7. (定期積金の支払時期) (同 左)</p>

3. 「JAキャッシュカード規定兼JAローンカード(キャッシュカード)規定」の改定について

改 定 後	改 定 前
<p>JAエクセルローン・ミニカードローン・営農ローン・パートナーローンをご利用の場合は、本文中「カードローン」とあるのを「エクセルローン」・「ミニカードローン」・「営農ローン」・「パートナーローン」と読み替えるものとします。</p> <p>1. (カードの利用) ↳ (省 略)</p> <p>2. (貯金機による入金)</p> <p>3. (支払機による払戻し) (1) 支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカード、または通帳（当組合および県内の提携組合に限りです。）を挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません（なお、カードによる払戻しの場合は通帳の提出も不要です）。 (2) (省 略) (3) (省 略)</p> <p>4. (カードによる窓口での入金および払戻し) ↳ (省 略)</p> <p>9. (カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入)</p>	<p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>1. (カードの利用) ↳ (同 左)</p> <p>2. (貯金機による入金)</p> <p>3. (支払機による払戻し) (1) 支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。 (2) (同 左) (3) (同 左)</p> <p>4. (カードによる窓口での入金および払戻し) ↳ (同 左)</p> <p>9. (カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入)</p>

改定後	改定前
<p>10. (カード・通帳・暗証の管理等)</p> <p>(1) 当組合は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードまたは通帳が、当組合が本人に交付したカードまたは通帳であること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ貯金の払戻しを行います。</p> <p>(2) カードおよび通帳は他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。なお、当組合または県内提携組合の貯金機・支払機・振込機を使用して、お届けの暗証を変更することもできます。この場合は、下記13.の定めにかかわらず、書類の提出は不要とします。カードまたは通帳が、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当組合に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードまたは通帳による貯金の払戻し停止の措置を講じます。</p> <p>(3) カードまたは通帳の盗難にあった場合には、当組合所定の届出書を当組合に提出してください。</p> <p>11. (偽造カードまたは偽造通帳等による払戻し等)</p> <p>偽造・変造カードまたは偽造・変造通帳による支払機または振込機での払戻し（ただし、カードローンの貸越は含みません。）については、本人が個人である場合には、本人の故意による場合または当該払戻しについて当組合が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。</p> <p>この場合、本人は、当組合所定の書類を提出し、カード、通帳および暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当組合の調査に協力するものとします。</p> <p>12. (盗難カードまたは盗難通帳による払戻し等)</p> <p>(1) 本人が個人の場合であって、カードまたは通帳の盗難により、他人に当該カードまたは通帳を支払機または振込機により不正使用され生じた払戻し（ただし、カードローンの貸越は含みません。）</p>	<p>10. (カードの紛失、届出事項の変更等)</p> <p>(1) カードを失った場合には、直ちに本人から書面によって当店に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによる払戻し停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>(2) 前記(1)の届出の前に、カードを失った旨電話による通知があった場合にも、前記(1)と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって当店に届出てください。</p> <p>(3) 氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>(4) カードを失った場合のカードの再発行は、当組合所定の手続きをした後に行ないます。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。</p> <p>(5) カードを再発行する場合には、当組合所定の再発行手数料をいただきます。</p> <p>11. (暗証照合等)</p> <p>(1) カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証は他人に知られないようにしてください。</p> <p>(2) 当組合が、カードの電磁的記録によって、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードを当組合が交付したものと処理をし、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して払戻しをしたうへは、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合および提携金融機関は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造カードによるものであり、カードおよび暗証の管理について貯金者の責に帰すべき事由がなかったことを当組合が確認できた場合の当組合の責任については、この限りではありません。</p> <p>(3) 当組合および提携組合の窓口においてカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いしました場合にも前記(2)と同様とします。</p> <p>12. (貯金機・支払機・振込機への誤入力等)</p> <p>貯金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当組合は責任を負いません。なお、提携金融機関の貯金機・支払機を使用した場合の提携金融機関の責任について</p>

改定後	改定前
<p>については、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当組合に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。</p> <p>① カードまたは通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること</p> <p>② 当組合の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること</p> <p>③ 当組合に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること</p> <p>(2) 前記(1)の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。</p> <p>ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当組合が証明した場合には、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。</p> <p>(3) 前記(1)、(2)の規定は、上記(1)にかかる当組合への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード・通帳等を用いて行われた不正な貯金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。</p> <p>(4) 上記(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てん責任を負いません。</p> <p>① 当該払戻しが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合</p> <p>A 本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合</p> <p>B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合</p> <p>C 本人が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合</p> <p>② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随してカードまたは通帳が盗難にあった場合</p>	<p>も同様とします。</p>

改 定 後	改 定 前
<p>13. (カードまたは通帳の紛失、届出事項の変更等) カードまたは通帳を紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当組合所定の方法により当組合に届出てください。</p> <p>14. (カードの再発行等) (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。 (2) カードを再発行する場合には、当組合所定の再発行手数料をいただきます。</p> <p>15. (貯金機・支払機・振込機への誤入力等) (旧第12条と同文)</p> <p>16. (解約、カードの利用停止等) (1) 貯金口座を解約する場合、カードの利用を取りやめる場合またはカードローン取引が終了した場合(ただし、JAローンカード(キャッシュカード)に限ります。)には、そのカードを当店に返却してください。 なお、当組合普通貯金規定、普通貯金無利息型</p>	<p>13. (解約、カードの利用停止等) (1) 貯金口座を解約する場合、カードの利用を取りやめる場合またはカードローン取引が終了した場合(ただし、JAローンカード(キャッシュカード)に限ります。)には、そのカードを当店に返却してください。 なお、当組合普通貯金規定または貯蓄貯金取引規定により、貯金口座が解約された場合にも同様に返却してください。 (2) カードの改ざん、不正使用など当組合がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当組合から請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。 (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類の提示を受け、当組合が本人であることを確認できたときに停止を解除します。 ① 後記14. に定める規定に違反した場合 ② 貯金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当組合が別途表示する一定の期間が経過した場合</p> <p>14. (譲渡、質入れ等の禁止) カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。</p> <p>15. (規定の適用) この規定に定めのない事項については、当組合普通貯金規定、普通貯金無利息型(決済用)規定、JA総合口座取引規定、総合口座(普通貯金無利息型)取引規定、貯蓄貯金取引規定、JAカードローン取引約定書、JAカードローン規定(当座貸越約定書)、JAカードローン利用規定(ただし、当組合とJAカードローン取引約定のある場合に限ります。)および振込規定により取扱います。</p> <p>16. (規定の変更等) (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものと</p>

改 定 後	改 定 前
<p>(決済用) 規定、J A総合口座取引規定、総合口座 (普通貯金無利息型) 取引規定または貯蓄貯金取引規定により、貯金口座が解約された場合にも同様に返却してください。</p> <p>(2) カードまたは通帳の改ざん、不正使用など当組合がカードまたは通帳による貯金機・支払機・振込機での利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当組合から請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。</p> <p>(3) 次の場合には、カードまたは通帳による貯金機・支払機・振込機での利用を停止することがあります。この場合、当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類の提示を受け、当組合が本人であることを確認できたときに停止を解除します。</p> <p>① 後記17. に定める規定に違反した場合</p> <p>② 貯金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当組合が別途表示する一定の期間が経過した場合</p> <p>③ カードまたは通帳が偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当組合が判断した場合</p> <p>17. (譲渡、質入れ等の禁止) (旧第14条と同文)</p> <p>18. (規定の適用) (旧第15条と同文)</p> <p>19. (規定の変更等) (旧第16条と同文)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>します。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

4. 「デビットカード取引規定」の改定について

改 定 後	改 定 前
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; color: red;"> デビットカード取引規定の変更内容については、別途、ご連絡いたします。 </div>	